

公営住宅入居申込みに際して

(必ず読んでから関係書類を準備してください)

1. 入居資格について

入居申込みをされる方は、次のすべての条件を備えていなければなりません。ひとつでも該当しない場合には、入居申込みはできません。

- (1) 現在、住宅に困っていることが明らかであること。
(持ち家のある方・新築中の仮住まいとしての利用する方・その他、住宅に困窮していない方は、入居申込みはできません。)
- (2) 定められた『2. 収入基準』に当てはまること。
- (3) 給与や年金などの収入がある方
- (4) 税金の滞納が無いこと。
- (5) 入居者及び同居者が暴力団員ではないこと。

2. 収入基準

収入基準とは、公営住宅に入居できる所得額の上限のことで、入居者全員の合計所得額が限度額を超えている場合には申し込みはできません。

おおよその所得限度は下記のとおりです。

月収額 (入居可能上限額)	世帯人数 1 人	世帯人数 2 人	世帯人数 3 人	世帯人数 4 人	世帯人数 5 人
	扶養親族 0 人	扶養親族 1 人	扶養親族 2 人	扶養親族 3 人	扶養親族 4 人
158,000円以下	所得 1,896,000 円 以下	所得 2,276,000 円 以下	所得 2,656,000 円 以下	所得 3,036,000 円 以下	所得 3,416,000 円 以下

※ 扶養者控除額(38万円)以外の控除がない場合

月収額の算出の計算式は以下のとおりです。

$$\text{月収額} = \frac{\text{最近1ヶ年の入居者全員の給与所得の金額} - \left[\text{該当する項目の控除金額} \times \text{控除対象者数} \right]}{12\text{ヶ月}}$$

次のような場合は、さらに控除を行います。

- (1) 申込者、同居親族、控除対象配偶者または扶養親族に障害者がいる。
(障害の程度によっては控除対象とならない場合があります。)
- (2) 申込者または同居親族が老年者(70歳以上)で所得がある。
- (3) 申込者または同居親族が寡婦または寡夫で所得がある。
- (4) 16歳以上22歳以下の扶養親族がいる。

※ 収入基準に該当するかの詳細については、担当職員にお尋ねください。

3. 入居申込書提出について

入居申込書を提出する場合には下記の書類が必要になります。提出時には書類の不足や不備等がないか、確認をお願いいたします。もし、不足や不備等がある場合には入居申込書を受け付けられませんのでご注意ください。

○ 必要書類

番号	書類名	チェック
1	入居申込書	
2	所得額証明書	
3	滞納の無い証明書	
4	住民票謄本	
5	健康保険証	

○ ケースによって必要な書類

番号	書類名	チェック
1	源泉徴収票	
2	月別月収証明書	
3	障害者手帳	
4	生活保護証明書	
5	年金受給証明書	
6	婚約証明書	

(1) 所得額証明書

直近1年間の所得額を証明する書類です。提出していただくのは15歳以上の方(就学中は除く)全員分が必要となります。なお、仕事をしていない場合や所得が無い場合でも必要となります。

なお、所得額証明書は取得する年の1月1日に住んでいた自治体でしか取得できません。現在住んでいる自治体では取れない場合もありますのでご注意ください。

所得額証明書は取得する時期により、最新のものが取得できない場合があります。その際、添付していただく書類が違いますので、ご注意ください。

N年1月1日からN年5月末または6月中旬頃までに申込みをされる場合
(N年度分の所得額証明書が発行されない期間)

○ N-1年度の所得額証明書を添付する。

さらに最近の所得の状況を把握するために、追加書類として下記の書類が必要となります。

N-1年分の給与所得源泉徴収票
N-1年分の所得金額にかかる確定申告書等所得の収支を記載した明細書
N-1年分の年金受給証明書(社会保険庁から前年の12月中にハガキで送付されます。)
※ 書類が重複する場合は、該当するすべての書類をそろえてください。

なお、追加書類が証明する期間以降に転職された方は、現在までの収入状況を月別に証する書類で、追加書類にかえて提出してください。用紙は役場建設課にあります。

N年5月末または6月中旬頃から年12月31日までに申込みされる場合
(N年度分の所得額証明書が発行される期間)

○ N年度の所得額証明書を添付する。

なお、所得額証明書が証明する期間以降に転職された方は、現在までの収入状況を月別に証する書類で、所得額証明書に添えて提出してください。用紙は役場建設課にあります。

(2) 滞納の無い証明書

全ての税の滞納がない事を証明するものとして入居者全員分が必要となります。1つでも滞納があった場合には、申込みはできませんのでご注意ください。

なお、課税対象者でない場合など、滞納の無い証明書が出ない場合には『非課税証明書』を必ず添付してください。

(3) 住民票謄本

入居される全員分が必要となります。なお、結婚前等で住民票が別々の場合には、必ず入居者全員分の住民票の謄本を添付してください。

(4) 健康保険証

扶養親族を証明できるものとして必要となります。入居者全員分が必要です。なお、原本を持ってきていただければ担当職員がコピーをお取りします。

4. その他

- (1) 申込書はすべてボールペン等で記入し、鉛筆は使わないでください。また、記入を間違えた場合には間違えた場所を二重線で消してその上から訂正印を押してください。修正ペン等は使わないでください。
- (2) 押印の際にはシャチハタ印は使わないでください。
- (3) 申込書の申込み年月日には、提出日付を記入してください。
- (4) 申込書に記載された方以外の入居は認められませんので、漏れのないようご注意ください。
- (5) 入居申込書を提出された場合には、内容を確認させていただきます。これにより入居者および同居者が暴力団員でないと判断できた後、申込書を受理します。
- (6) 住宅のその他の空き地は、入居者の共同の施設であり、また外来者の利用にも供するものです。そのため、空き地を入居者の駐車場として占有を認める自動車の保管場所証明書(車庫証明)は発行できませんので、ご注意ください。
- (7) 住宅の屋内外を問わず、犬・猫・鳥などの動物の飼育は認められませんので、あらかじめご承知の上でお申込みください。
- (8) その他の入居中の心得につきましては、入居が決まった際に説明いたします。
- (9) 入居申込書及び添付書類に虚偽があった場合には、ただちに退去していただきます。
- (10) 入居が決まった場合、原則大崎町内で連帯保証人が2名必要となりますので、ご注意ください。
- (11) 室内の清掃については、入居者が清掃してください(退去した方も清掃はして退去はしてします)。

◎ 記入に際しての不明な点は、担当職員へお尋ねください。

問い合わせ先：大崎町役場 建設課 管理係

電話番号：099-476-1111 (内線154)